

CLAIR SUMMARY

欧州連合諸国における就学前の 幼児教育と保育制度

CLAIR SUMMARY NUMBER 013 (NOVEMBER 29, 1996)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財団法人自治体国際化協会
調査部

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

1	はじめに	1
2	欧州連合における就学前の幼児教育、保育制度の特色	2
	第1節 一般的な特色	2
	第2節 幼児教育施設と幼児保育施設における項目別特色	2
3	欧州連合各国別幼児教育、保育制度の概要	5
	ドイツ	5
	フランス	6
	英国	7
	イタリア	8
	スペイン	9
	ベルギー	10
	オランダ	11
	ルクセンブルク	12
	ポルトガル	13
	ギリシャ	14
	デンマーク	15
	アイルランド	16
	スウェーデン	17
	オーストリア	18
	フィンランド	19

1 はじめに

日本の地方自治体が推進している「地域づくり事業」に対する国の関与に関して議論があるのは、就学前の幼児教育、保育の問題である。特に幼稚園と保育所については、設置に関する認可等は、都道府県知事に対する機関委任事務である所、国の主管官庁が文部省と厚生省と異なるため、幼児教育、保育に関する地方自治体の主観的・総合的な判断が行いにくいとの意見がある。

さらに幼稚園は均一料金なのに対し、保育所は保護者の負担能力に応じて料金が異なるため、必ずしも公平を期しがたいとの考えが保護者の側にある。

また、出生率の低下に伴う児童数の減少などにより、幼児教育や保育に対する社会的需要が変化している。例えば、幼稚園には欠員があるのに、零才児の保育所には需要が多過ぎるというような不均衡がある。そのため、今後幼稚園と保育所の一元化の可能性を検討すべきとの議論もある。

このような問題を考えるにあたり、参考として欧州連合（E．U）諸国の就学前の幼児教育・保育制度の現状を調査した結果を取りまとめたのがこのレポートである。執筆は当協会常務理事 岩波 徹が担当した。このレポートの作成にあたっては、主として以下のような文献を参考とした。

「Education and Initial Training Systems in the European Union 1995」（欧州委員会編）

「Pre-school Education in the European Union 1994」（欧州委員会編）

これらの文献は執筆者が欧州連合域内国から入手したもので、C L A I R本部の図書館に保管されている。更に詳細な事実をお求めの方は適宜御参考にさせていただきたい。

2 欧州連合諸国における就学前の幼児教育、保育制度の特色

第1節 一般的な特色

幼児教育と保育の公的制度は、欧州連合15国全ての国で、日本と同様に分離されている。これは両制度の目的が異なるからである。

幼児教育の目的は、人間として健全な発達を図る基礎となる特性を習得することにあると欧州連合では見なされている。例えば、幼児の知性、社交性の発達を図ること、豊かな感情、表現力の育成に努めること、さらに義務教育課程への移行を円滑に進めるための能力を身に付けさせること等である。従って、その管轄は教育省であり、実施には地方自治体も関与している。

これに対し保育制度は、家庭の外で働く両親に代わって子どもを預かり、保育するための託児施設を整備することを目的にしている。従ってその管轄は社会福祉関係省である。

就学前の幼児の教育、保育については、欧州連合においては、就学率が高い先進国程教育効果を期待し、低い国においては託児・保育の便宜を期待するという特色がある。幼児期における教育が、人間の人格形成に大きな影響を与えることが、一般に認識されている。幼児期に良い教育を受けると、知的発達面でも、人間関係の面においても良い効果があり、義務教育にもよく適合できると考えられている。このために、教育機能が保育機能よりも重視される傾向がある。

欧州で幼児保育施設が最初に設立されたのは、19世紀初頭であった。これは産業革命による工業化の進展に伴い、工場で働く母親の数が増加したことに帰因する。すなわち工場で働く母親に代わって子どもの世話をする施設が企業家によって工場内に設立された。ロバート・オーエン（英国）、マリア・モンテッソーリ（イタリア）等の著名な人物による保育と教育を兼ねた託児施設が作られた。そして、後年これは欧州各国に普及した。また、国が関与するようになったフランス、スペイン両国では19世紀中頃までに関係立法措置がとられた。現在では欧州連合の全ての国において、国が幼児教育及び保育に関与し、そのための立法措置がとられている。

第2節 幼児教育施設と幼児保育施設における項目別特色

1 施設の名称について

幼児教育部門では、幼稚園の他、幼児保育学校、幼児保育学級、幼児保育所、就学準備室等の名称が付けられている。幼児保育部門では、託児所の他、家庭保育所、遊戯集団（プレイグループ）等がある。

2 立法措置

就学前の幼児教育、保育制度に関する立法措置は全ての国でとられている。歴史的に最も古いのは、フランス（1837年）、スペイン（1857年）で最も新しいのはアイルラン

ド（１９９１年）である。

3 監督・管理機関

教育部門に関して、監督は国（教育省）が行い、実際の管理は地方自治体が行っている例が多い。特に就学準備教室が設立されている国では、施設は小学校に付属している場合が多く、管理・運営も小学校によって行われている。

保育部門に関して、監督は国（社会福祉省）であるが、実際の運営は地方自治体の民生部門が行っている。

4 対象児童の年齢

教育部門では３才から義務教育年齢までが最も多く（５国）、２才から義務教育年齢までがこれに続く（４国）。その他、６才から（３国）、４才から（２国）、５才から（１国）の例もある。

保育部門では全ての国で、生後３カ月から公の施設が託児を行っている。

5 開校日

教育部門は週５日が原則。保育部門は週７日が原則。

6 開校時間

教育部門は多くの場合、施設が小学校に付属している関係上、小学校と同時刻の開校が多い。すなわち８時３０分から１３時まで（８国）、１５時３０分まで（７国）である。

保育部門においては、両親の勤務時間に従うので、託児時間も長く、通常７～１０時間である。８時台に開校するところが多いが７時台（５国）、６時台（２国）の例もある。終了時刻は１８時台が一般的である。

7 クラスの構成

ほとんどが男女共学、学年別のクラス分けである。小さな施設では、１才又は２才の年齢差の児童が１クラスにまとめられている場合もある。

保育部門においては、０才から２～３才までの幼児の混合が多い。

8 授業・保育料金

教育部門では無料が原則。ただし、給食費、交通費、教科書代は保護者が負担する国もある。

保育部門においては有料が原則。保護者の負担能力に応じて、保育料が異なる例が多い。

9 教員・児童の比率

１クラス当たりの児童数が法律により規定されているのは、６国だけである。

教育部門では、幼稚園教員一人が担当する児童数はデンマーク、ドイツが５～６人と最も

少ない。これに対してスペイン、ポルトガル、アイルランドはこの比率が25～30人と多い。

保育部門では、通常保母一人が扱う児童数は3～15人程度で、児童数が多くなると補助職員が配置される。

10 教員の資格

教育部門では、教員は常に教職資格を有する。大学卒で3年程度の教育実習を受けることが条件である。

保育部門において、託児所、遊戯集団等の施設の看護者は保母資格を有する。補助職員は必ずしも、専門の資格を有しない。

11 教育課程（カリキュラム）作成機関

教育部門では国が指針を作成するのが一般的傾向である。具体的な内容は、地方公共団体及び幼稚園運営団体が個々の実情に応じて作成する。

保育部門では保育方針について特段法律による規定はない。

12 施設設置者、広さ基準

教育部門では施設の建設は国が行い、その管理修理の責任は地方自治体が負っている例が多い。教室や校庭の広さが法律や規則によって規定されている国が8国ある。他は地方自治体等地域の経営主体に委任されている。

教室の広さについては、児童1人当たり1.5～2㎡以上、校庭は9～10㎡以上と規定している国の例もあるが（ドイツ、英国）、児童数に関わりなく、最低水準のみを規定する例が一般的である。教室については30～100㎡、校庭については70～150㎡と国によって差がある。

13 就学率

教育部門に関しては、域内先進国は90～100％、後進国は50～60％程度である。一般に年齢が高くなるほど就学率は高くなる。

保育部門では、10～40％程度と差がある。年齢が低い場合は家庭で育て、幼稚園の適齢期になると、幼稚園に入れるため、保育部門への依存率が低いものと思われる。

14 学校数、児童数

教育部門に関して、学校数が最も多いのはスペインの1万8千校、児童数が最も多いのはドイツの幼稚園児で230万人。

保育部門に関して、託児所数が最も多いのは、フィンランドの家庭保育所で1万6千箇所。児童数の最も多いのはフランスの33万人。

3 欧州連合各国別幼児教育、保育制度の概要

1 ドイツ連邦共和国（義務教育 6～18才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開校日	開校時間	クラス分け
幼稚園 (kindergarten)	家庭福祉法 (1992年)	監督 州政府（青年福祉事務所） 運営 社会福祉任意団体及び保護者会 又は地方自治体	3～6才	週5日	午前中 4時間	合 同
幼児保育園 (krippe)		州政府	0～3才			
就学準備教室 (vorklasse)		監督 州政府（教育文化省）運営	5才			

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童数 比率	教員資格	教科課程 作成機関	施設設置 基準	就学率	校 数 児童数
幼稚園 (kindergarten)	有料	教員 1 補助職員 1 児童15～25 人	高等専門学校 卒業者（3年 間の教育及び 実習） 補助教員 職業訓練学校 （2年間）	運営機関が教 員と協議して 作成	教室 児童一人当たり 2㎡以上 付属室 2室 16㎡及び60㎡ 以上 校庭 児童1人当たり 10㎡以上	6才児 67%	児童 230万人
幼児保育園 (krippe)							
就学準備教室 (vorklasse)				州政府 （教科課程作 成委員会）		5才児 2%	教室 1,315 児童 4万人

2 フランス（義務教育 6才～16才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開校日	開校時間	クラス分け
幼児教育学校 (ecole maternelle)	教育法 (1990)	国（教育省 教職員給与支 払）地方自治 体（施設建設、 管理）	2～6才	週5日 26時間	8:45～11:30 13:30～16:30	2～4才 4～5才 5才以上
幼児教育学級 (classe enfantine)	教育法 (1990)	国（教育省） 及び地方自治 体（小学校が 管理運営）	2～6才			
託児所 (creche)			0～2才			

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童数 比率	教員資格	教科課程 作成機関	施設設置 基準	就学率	校 数 児童数
幼児教育学校 (ecole maternelle)	無 料	教員1人 児童27人	大学卒 （3年間の 教育）	国 （教育省）	政令 教室及び休憩 室の設置のみ 義務づける	2才児 32% 3才児 94% 4才児 100%	児童189万人
幼児教育学級 (classe enfantine)	無 料		大学卒 （3年間の 教育）				児童33万人
託児所 (creche)							

3 英国（義務教育 5～16才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開校日	開校時間	クラス分け
幼児保育学校 (Nursery School)	児童法 (1989年)	地方自治体 (教育部門)	2～5才	週5日	9:00～15:00	年齢別
幼児保育学級 (Nursery class)	児童法 (1989年)	地方自治体 (小学校)	3～5才	週5日		年齢別
託児所 (Day Nursery)		地方自治体 (社会福祉機関)	0～5才	毎日	7:30～18:00	混合
保育センター (Nursery center)		地方自治体 (教育機関、社会福祉機関)	0～5才	毎日	7:30～18:00	混合

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童数 比率	教員資格	教科課程 作成機関	施設設置 基準	就学率	校 数 児童数
幼児保育学級 (Nursery School)	無 料	教員 2人 児童20人	大学卒業 (教育学士)	地方教育 委員会による 標準指導 要領	教室 1人 2.3㎡ 校庭 1人 9㎡	3～4才 51%	校数 583
幼児保育学級 (Nursery class)	無 料	教員 2人 児童26人	大学卒業 (教育学士)				
託児所 (Day Nursery)	有 料 (週3～60 ポンド)	保母 1人 児童3～8人	保母資格 (専門学校 卒業)			3～4才 40%	
保育センター (Nursery center)	有料 (自発的拠出)	保母 1人 児童3～8人	保母資格 (専門学校 卒業)				

4 イタリア（義務教育 6～14才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児保育学校 (Scuola materna)	教育改革法 1990	教育省及び地 方自治体 (教育部門)	3～6才	週5日	8:00～16:00	年齢別 (一部混合)
託児所(Asilo)		地方自治体	0～3才			

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児保育学校 (Scuola materna)	無料 (保護者に 少額の負担 を求めるこ ともある)	教員2人 児童22人	大学卒業 (4年間の教 育及び実習)	教育省	地方自治体（地 域学校審議会）	3才以 上 91%	児童81万人
託児所(Asilo)							

5 スペイン（義務教育 6～14才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児教育学校 (E.E.I)	幼児教育法 (1990年)	監督 教育省 経営 地方自治体 (教育部門) 通常小学校に 付属する。	3～6才	週5日 25時間 週1回は半日	9:00～12:00 15:00～17:00	年齢別
幼児保育園 (E.I)	幼児教育法 (1990年)	地方自治体 (非教育部門)	0～3才 3～6才			

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児教育学校 (E.E.I)	無料	教員1人 児童25人	大学卒 (3年間の教育 及び実習)	教育省	教育省規則によ り規定 教室 30㎡以上 校庭150㎡以上	100% (5才児) 47% (3才児)	校数18,759 児童 63万人
幼児保育園 (E.I)	有料(0～3才) (給食、交通 費等) 所得に応じ て支払う。 無料(3～6才)	付添1人 児童8人 (0～1才) 付添1人 児童20人 (2～3才) 付添1人 児童25人 (3～6才)			教室 30㎡以上 校庭 75㎡以上		

6 ベルギー（義務教育 6～18才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児保育園 (enseignement maternel/kinder garten/kleutero nderwijs)	学校法 (1959)	監督 地域共同体教 育省(三語圏 別) 小学校に付属 する。経営 カトリック教 会、地域共同 体又は地方自 治体	2～6才	週5日 週一回半日 年間182日 以上	8:30～12:00 13:30～15:30	2～4才 4～5才 5～6才
託児所 (creche/kribben /krippe)			0～2才			

(下へ続く)

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児保育園 (enseignement maternel/kinderg arten/kleuteronde rwijs)	無料 (給食、交通 費等は一部 保護者が負 担)	教員1人 児童19人 教員2人 児童26～ 38人	教員養成大 学卒 (3年間の教 育)	国 教育の一般 目的を規定 地域共同体 詳細を規定 し、国の承 認を受ける	規定なし	4才100% 2～3才95%	
託児所 (creche/kribben/k rippe)							

7 オランダ（義務教育 4～16才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
教育遊戯グループ (peuterspeelzaal)	福祉法	地方自治体 (教育委員会)	2～4才	週3日	2.5時間 ～4時間	混合
託児所 (kinderdag)	児童看護奨励計画 1990	社会福祉保健省及び 地方自治体 (教育委員会)	0～4才	週5日	7:00～18:00	混合

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
教育遊戯グループ (peuterspeelzaal)	無料 一部保護者 負担	保母1人 児童12人	高等専門学 校卒業 (4年間の教 育及び実習)	教育委員会	地方自治体が規 定する。	50%	校数 3,776 児童 19万人
託児所 (kinderdag)	有料	保母2人 児童8～16 人	高等専門学 校卒業 (4年間の教 育及び実習)	規定なし	地方自治体が規 定する。		校数 1,308 児童 5万人

8 ルクセンブルク（義務教育 6～12才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児保育園 (J.E)	大公国規則 1992年	監督 教育職業訓練 省 管理 地方自治体	4～6才	週5日 年間212日	8:00～11:45 14:00～16:00	年齢別
託児所 (foyer de jour)		家族・社会援 護省	0～4才	毎日	7:30～18:00	混合

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児保育園 (J.E)	無料	教員1人 児童18～ 25人	高等専門学 校(3年間の 教育及び実 習)	教育・職業訓 練省	地方自治体 教室 70㎡以上	95%	児童 7,000人
託児所 (foyer de jour)	無料 (給食費は保 護者負担)		専門学校 (3年間の 教育及び実 習)			5%	

9 ポルトガル（義務教育 6～15才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児保育学校 (J.I)	教育制度 総合法 (1986年)	監督 教育省 管理 学校運営委員 会	3～6才	週5日	9:00～15:30	年齢別
託児所 (creche)		雇用・社会保 障省及び 地方公共団体	0～3才	週5日	7:00～19:00	混合

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児保育学校 (J.I)	無料	教員1人 補助員1人 児童25人 補助員1人 児童15人 (3才児)	高等教育専 門学校卒 (3年間の 教育)	教育省	地方自治体 教室 50㎡以上 校庭 150㎡以上	50%	校数（公立） 3,429 児童 7万人
託児所 (creche)	有料 (保護者の負 担に応じる)	保母又は 社会教育員 1人 児童27人	専門学校 (4年間の研 修)			35%	校数 1,191 児童 8万人

10 ギリシャ（義務教育 5～15才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児保育学校 (nipiagogia)	大統領令 1989年	教育宗教省 地方自治体	3～5才	週5日 年172日	8:30～12:30	年齢別
託児所 (paediki stathmi)		保健社会問題 省	2～5才	週5日 年間（8月を 除く）	7:00～16:00	年齢別

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児保育学校 (nipiagogia)	無料	教員1人 児童7～ 30人 教員2人 児童31～ 60人	大学卒業 （4年間の教 育及び実習）	教育宗教省	設置者 教育宗教省 管理者 地方自治体 校舎180～280㎡ 校庭800～1200 ㎡	59%	校数 5,417 児童12万人
託児所 (paediki stathmi)	無料 （給食費は保 護者負担）		保母資格 （保健社会問 題省認定）	地方自治体		24%	

11 デンマーク（義務教育 7～16才）

名 称	関係法律	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
就学準備教室 (bornehaveklasser)	国民学校法 (1986年)	教育省及び地方自治体 (施設の提供管理)	5～7才	週5日	午前中 4時間	年齢別
幼稚園 (børnehaver)	社会保障法 (1976年)	社会問題省及び地方自治体 (施設の提供管理)	3～7才	週5日	6:00～17:00	年齢別
市立託児所 (vuggestuer)	社会保障法 (1976年)	監督 市当局 管理 指定された個人	0～2才	週5日	6:00～17:00	混合

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
就学準備教室 (bornehaveklasser)	無料	教員1人 児童10人	教員専門学校卒業	国が指針を作成	地方自治体で作成	97% (6才)	
幼稚園 (børnehaver)	有料 一部保護者負担(最高30%)	保母2～3人 児童20人	専門学校卒 (3年半の教育及び実習)	地方自治体及び保護者会が協議の上作成	地方自治体（小学校に付属）	76% (3才) 80% (4才)	
市立託児所 (vuggestuer)	有料 一部保護者負担(最高30%)	保母1人 児童3～5人	専門学校卒 (3年半の教育及び実習)	なし	個人住宅を使用		

12 アイルランド（義務教育 6～15才）

名 称	関係法律名	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児学級 (infant class)	児童看護法 (1991年)	教育省	4～6才	週5日 年間183日	9:30～13:30	年齢別
託児所 (day care centre)		保健省	0～6才	週4～5日	8:00～16:00	合同
遊戯グループ (play group)		監督 地方自治体 運営 遊戯グループ 協会	3～4才	週4～5日	9:30～12:00	合同

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児学級 (infant class)	無料	教員1人 児童22人	教育大学卒業 (3年間の 教育及び実 習) 小学校教員 と同じ資格	教育省	学校運営委員会 (教育省が補助 金を供与) 小学校に付属 教室 児童1人あたり 1.5㎡以上 校庭 100㎡	64% (4 才) 99% (5 才)	
託児所 (day care centre)	有料 一部保護者 負担		専門学校卒業 (2年間研 修)	規定なし		2%	校数 230
遊戯グループ (play group)	有料 一部保護者 負担	教員2人 児童16～20 人	資格なし	規定なし	教室 児童一人あたり 2.5㎡	5%	校数 245

13 スウェーデン（義務教育 7～16才）

名 称	関係法律名	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
託児所(daghem)	社会事業法 (1980年)	監督 保健福祉庁 経営 地方公共団体	1～6才	週5日 1年中	6:30～18:00	混合 (0～3才 4～7才)
半日制託児所 (deltidsgrupper)	社会事業法 (1980年)	監督 保健福祉庁 経営 地方公共団体	4～6才	学期の間	午前又は 午後3時間	

(下へ続く)

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
託児所 (daghem)	無料	一学級 児童15～18 人	教員 大学卒 (3年間の 教育) 補助員 教育専門学 校卒 (3年間の 教育)	保健福祉庁	地方公共団体	50%	校数 7,359 児童 31万人
半日制託児所 (deltidsgrupper)	無料		教員 大学卒 (3年間の 教育) 補助員 教育専門学 校卒 (3年間の 教育)		地方公共団体		校数 2,488 児童 6万人

14 オーストリア（義務教育 6～15才）

名 称	関係法律名	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼稚園 (kindergarten)	幼児保育学校法	地方自治体 又は 連邦州政府	3～6才	年間	7:00～12:00 又は 7:00～19:00	

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成 機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼稚園 (kindergarten)	有料 （父兄の負 担能力に応 じる）		専門学校卒 （2年間の教 育、教員採用 試験合格者）	地方自治体	地方自治体	85%	校数 4,100 児童 19万人

15 フィンランド（義務教育 7～16才）

名 称	関係法律名	監督・管理機関	対象児童年齢	開 校 日	開校時間	クラス分け
幼児保育所 (daghem)	児童保育法	監督 社会保 健省、運営 地方自治体	0～6才	週5日	6:30～17:30 又は 半日制5時間	年齢別 (0～3才、 4～6才)
家庭保育所	児童保育法	監督 地方自治体 運営 指定された個 人	0～6才	週5日		混合
就学準備教室 (peruskoulu) 過疎地域のみ	総合教育法 (1983年)	教育庁及び国 立福祉医療研 究開発センタ ー	6～7才	週5日（小学 校に併設）		

（下へ続く）

名 称	授業・保育 料金	教員児童比 率	教員資格	教科課程作成機関	施設設置基準	就学率	校 数 児童数
幼児保育所 (daghem)	有料 （保護者の 収入に応じ る）	教員1人 児童5～6 人	教員 高等専門学 校卒業 （3年間の 教育） 補助員 専門学校卒 業 （2年半の 教育）		地方自治体	59%	校数 2,087 児童11万人
家庭保育所	有料 （保護者の 収入に応じ る）	世話人1人 児童2～3 人	260時間 の研修		受け入れ児童 最大5人		校数 16,550 児童7万人
就学準備教室 (peruskoulu) (過疎地域のみ)	無料			教育庁及び国立 福祉医療研究開 発センター		2%	